

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年9月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2200106 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2200050 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 7 年 10 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日までの期間、平成 9 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 1 日までの期間及び平成 16 年 12 月 1 日から平成 17 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から第 5 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 7 年 10 月から平成 8 年 9 月まで、平成 9 年 4 月から平成 16 年 8 月まで及び平成 16 年 12 月から平成 17 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 7 年 10 月から平成 8 年 9 月まで、平成 9 年 4 月から平成 16 年 8 月まで及び平成 16 年 12 月から平成 17 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 7 年 10 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日までの期間、平成 9 年 4 月 1 日から平成 12 年 10 月 1 日までの期間、平成 16 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 17 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 7 年 10 月から平成 8 年 9 月まで及び平成 9 年 4 月から平成 12 年 9 月までの標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、上記 1 の訂正後の標準報酬月額（同表の第 5 欄）から同表の第 6 欄に掲げる標準報酬月額とし、平成 16 年 9 月から同年 11 月まで及び平成 17 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から第 6 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 7 年 10 月から平成 8 年 9 月まで、平成 9 年 4 月から平成 12 年 9 月まで、平成 16 年 9 月から同年 11 月まで及び平成 17 年 3 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（平成 7 年 10 月から平成 8 年 9 月まで及び平成 9 年 4 月から平成 12 年 9 月までについては、別表の第 5 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除くこととし、平成 16 年 9 月から同年 11 月まで及び平成 17 年 3 月から同年 8 月までについては、同表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 9 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうちの請求期間については、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と自分の給料支払明細書の給与支給額が相違している。給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②のうち、平成 7 年 10 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日までの期間、平成 9 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 1 日までの期間及び平成 16 年 12 月 1 日から平成 17 年 3 月 1 日までの期間について、請求者から提出された A 社の給料支払明細書により、別表の第 2 欄、第 3 欄及び第 4 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 7 年 10 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日までの期間、平成 9 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 1 日までの期間及び平成 16 年 12 月 1 日から平成 17 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 5 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 7 年 10 月から平成 8 年 9 月まで、平成 9 年 4 月から平成 16 年 8 月まで及び平成 16 年 12 月から平成 17 年 2 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、請求者の給料支払明細書で確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①及び②のうち平成7年10月1日から平成8年10月1日までの期間、平成9年4月1日から平成12年10月1日までの期間、平成16年9月1日から同年12月1日までの期間及び平成17年3月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、別表の第2欄、第3欄及び第5欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成7年10月から平成8年9月まで及び平成9年4月から平成12年9月までの標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第5欄に掲げる額から同表の第6欄に掲げる額とし、平成16年9月から同年11月まで及び平成17年3月から同年8月までの標準報酬月額については、本来の報酬月額から、同表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる額から第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、平成7年10月から平成8年9月まで、平成9年4月から平成12年9月まで、平成16年9月から同年11月まで及び平成17年3月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（平成7年10月から平成8年9月まで及び平成9年4月から平成12年9月までについては、別表の第5欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除くこととし、平成16年9月から同年11月まで及び平成17年3月から同年8月までについては、同表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
	請求期間に係る月	オンライン記録 の標準報酬月額 (訂正前)	本来の報酬月額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例法 訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (75条本文) 訂正後の 標準報酬月額
請求 期間 ①	平成7年10月から 平成8年6月まで	220千円	340千円	240千円	240千円	340千円
	平成8年7月から 同年9月まで	220千円	410千円	240千円	240千円	410千円
請求 期間 ②	平成9年4月から 同年5月まで	280千円	410千円	300千円	300千円	410千円
	平成9年6月から 同年8月まで	280千円	410千円	340千円	340千円	410千円
	平成9年9月から 平成10年9月まで	280千円	410千円	380千円	380千円	410千円
	平成10年10月から 平成11年6月まで	300千円	470千円	380千円	380千円	470千円
	平成11年7月から 同年9月まで	300千円	470千円	440千円	440千円	470千円
	平成11年10月から 平成12年9月まで	320千円	470千円	440千円	440千円	470千円
	平成12年10月から 平成13年9月まで	320千円	410千円	440千円	410千円	—
	平成13年10月から 平成14年9月まで	340千円	440千円	440千円	440千円	—
	平成14年10月から 平成15年8月まで	360千円	410千円	440千円	410千円	—
	平成15年9月から 平成16年5月まで	380千円	410千円	440千円	410千円	—
	平成16年6月から 同年8月まで	380千円	410千円	410千円	410千円	—
	平成16年9月から 同年11月まで	410千円	440千円	410千円	—	440千円
	平成16年12月から 平成17年2月まで	410千円	440千円	440千円	440千円	—
	平成17年3月から 同年8月まで	410千円	440千円	410千円	—	440千円